

National
Parks
of Japan



国立公園ならではの宿泊施設 ガイドライン(2.0版)の手引き

令和8年3月
環境省自然環境局国立公園課

< 目次 >

I. 本手引きについて.....	1
1. 本手引きの概要と使い方.....	1
II. 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に関する背景等	2
1. 日本の国立公園の概要	2
(1) 日本の国立公園の歴史と特徴	2
(2) 日本の国立公園の保護と利用.....	4
2. 国立公園の利用の取組	5
(1) 国立公園満喫プロジェクトと滞在体験の魅力向上.....	5
(2) 日本の国立公園のブランドプロミス	6
3. 国立公園の宿泊施設に期待すること.....	7
(1) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指す姿	7
(2) 特に認可を受けている国立公園の宿舎事業者に期待すること.....	7
III. ガイドラインのチェック項目リストの想定する取組とチェックの考え方.....	8
1. 共通項目	8
1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保.....	8
1-2 地域と一体となった取組の実施.....	11
2. 国立公園ならではの自然風景の保全	15
2-1 国立公園の自然環境保全	15
3. 持続可能な国立公園づくりへの参画.....	18
3-1 保護と利用の好循環の仕組み作り	18
3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり	20
4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供.....	37
4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	37
5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供.....	41
5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献	41
5-2 利用者への普及啓発.....	43

IV. ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集	44
1. 共通項目	45
(1) 地域と一体となったストーリーブックの作成と活用	45
(2) 施設開業前の地域関係者との連携強化	46
2. 国立公園ならではの自然風景の保全	47
(1) 「妙高戸隠連山国立公園 良好な景観づくりの手引き」の作成	47
3. 国立公園の持続可能性への貢献	48
(2) 「森コイン」のドネーションによる自然還元の取組	48
(3) お土産の売上を自然環境保全に還元する取組	49
(4) 黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト	50
(5) ホテルの生ごみを堆肥として再資源化する『環パイン プロジェクト』	51
4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供	52
(1) 地域のストーリー整理によるツール開発と利用、アクティビティの発信	52
(2) 既存のアクティビティの磨き上げと自然還元の取組	53
5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供	54
(1) 尾瀬ファンのボランティアと連携した登山道保全の取組	54
V. 用語集	55
VI. 参考資料	59
1. 宿泊施設における国際認証及びOTAの取組	59
(1) 認証制度を管理する機関	59
(2) 都市型の宿泊施設を始め全ての宿泊施設を対象とした認証制度	59
(3) 自然保全に特化した宿泊施設を対象とした認証制度	60
(4) 日本の宿泊施設の取組(OTAによるサステナブル認定)	60
(5) 宿泊施設だけでなく企業の環境配慮に関する認証制度	61
2. 宿泊施設のアクセシビリティやインクルージョンに関する取組	62
(1) 観光施設における心のバリアフリー認定制度	62
3. 国立公園の宿舎事業に関する取組	63
(1) 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドラインVer. 4	63

I. 本手引きについて

1. 本手引きの概要と使い方

本手引きは「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」を補完するものとして、以下の内容を記載しています。

- ガイドラインに関連する背景
- 参考とした国際認証基準の紹介
- ガイドラインのチェック項目に該当する取組例とチェック基準
- 取組事例集

「ガイドラインに関連する背景」では、日本の国立公園制度や近年の動向、宿泊施設に期待される役割などについて記載しており、「参考とした国際認証基準の紹介」では、国際的な動向をより深く知るために役立つ内容を記載しています。

また、「ガイドラインのチェック項目に該当する取組例とチェック基準」では、チェックリストの各項目に基づく具体的な取組例とチェックをつける際の考え方を記載していますので、チェック項目の自己評価を行う際に参照してください。

あわせて、チェック項目に関する取組を検討する参考としていただくため、「取組事例集」も掲載しています。

図表 1 手引きの使い方

No.	37
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型ものを選択している <p>※過去1年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は本項目についての考慮は不要</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 節水型のシャワー、トイレを導入している● 過去1年以内に購入したシャワー・トイレ機器について節水型®のものになっていればチェック可能(なお、過去一年以内の購入がなく節水型でない設備しかない場合でも、利用者への呼びかけにより節水に努めることが望ましい) <p>※節水型の考え方は以下の通り</p> <p>【シャワー】</p> <ul style="list-style-type: none">● 「エコまち法」に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の「節水に資する水栓」に該当する水栓で、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定した水栓、または同等以上の節水性能を有する水栓が対象。● 対象となる水栓がエコマーク認定製品であること、またはエコマーク品同等以上の節水性能の有無は、メーカーのカタログやホームページ等で確認可能。 <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none">● JIS規格と日本レストルーム工業会による「節水型トイレ」の性能基準(洗浄水量が少ないもの)を満たした機器が対象。● タンク式トイレ(大便器)では洗浄水量が6.5L以下、フラッシュバルブ式(タンクレス)トイレ(大便器)で洗浄水量が8.5L以下、これらと同等以上の性能・品質の機器が該当。該当の有無はメーカーのカタログやホームページ等で確認可能。
チェックの考え方	

■ ガイドラインと同じNo.です

■ ガイドラインと同じチェック項目です
■ 各項目が考慮不要となる施設の考え方や、専門用語の説明も記載しています(内容はガイドラインと同じです)

■ 各項目で想定する取組例を記載しています
■ この項目に掲載する取組に限らず、「チェックの考え方」の内容と合っていれば、チェック可能です

■ チェックできるか・できないかの考え方や基準を記載しています

II. 「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に関する背景等

1. 日本の国立公園の概要

(1) 日本の国立公園の歴史と特徴

日本の国立公園は日本を代表する優れた自然の風景地であり、その保護と利用の増進を図ることで、国民の保健、休養、教化に資することを目的とし、自然公園法に基づいて、環境大臣により指定されています。昭和6年(1931年)に国立公園法(現:自然公園法)が制定され、それに基づいて昭和9年(1934年)3月16日に瀬戸内海、雲仙、霧島の3か所が日本初の国立公園に指定されました。

その後、国立公園の優れた風景の保護と適正な利用の増進のために、様々な制度や仕組みを整えながら現在に至っており、今では北は北海道から南は沖縄まで全国で35か所の国立公園を毎年多くの方が利用しています。

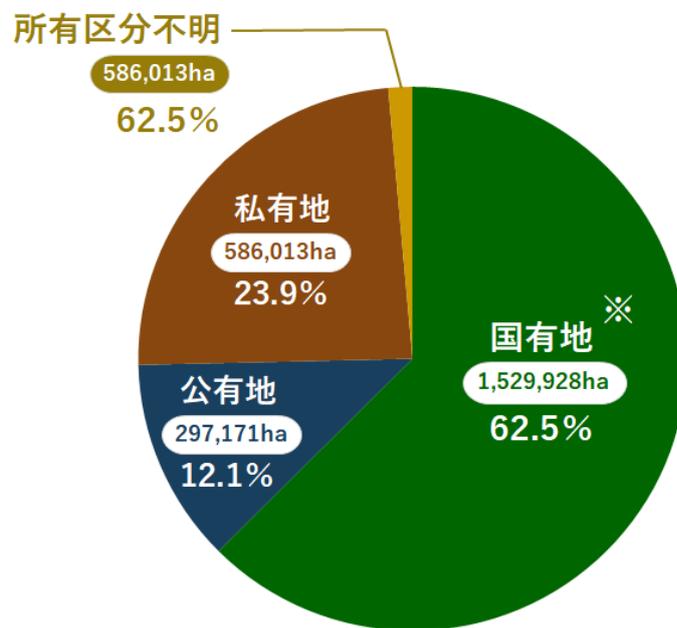
日本の国立公園の特徴は、「地域制自然公園制度」を採用していることです。アメリカやオーストラリアなどでは、国立公園の土地全てを公園専用とする「営造物型自然公園制度」を採用していますが、我が国では古くより狭い国土に大勢の人が住み、昔から土地を様々な目的で管理・利用してきたため、土地の所有に関わらず国立公園の指定を行う制度になっています。

このため、国立公園には多くの私有地が含まれ、人々の生活が営まれるとともに、農林業や観光業など様々な事業活動が行われています。国立公園の管理は人々の暮らしや産業などとの調整を図りながら進められており、保護の面でも利用の面でも多くの利害関係者がいることから、多様な主体が連携した「協働」による国立公園の管理・運営が重要となっています。

図表 2 日本の国立公園(一覧)



図表 3 国立公園土地所有者別面積割合(令和7年3月31日現在)



※国有地の大部分(99.4%)は国有林(林野庁所管)

(2) 日本の国立公園の保護と利用

国立公園の優れた自然の風景地は、日本を代表する貴重な自然資産であり、一度損なわれると元に戻すことが困難であることから、できる限り自然のままの姿で後世に引き継ぐことが重要です。このため、国立公園では、自然公園法に基づき、開発行為や工作物の設置など自然の改変につながる行為を一定程度制限・誘導し、自然環境や風景の質を維持・向上させる「保護」を行っています。

一方で、国立公園は、単に自然を人の立ち入りから隔離する場所ではなく、「利用」を進めることで、多くの人々が国立公園の自然の価値に直接触れ、大自然を楽しみ、深い感銘や感動を得るきっかけにもなります。つまり「利用」も「保護」と同様に重要な機能として位置付けられています。

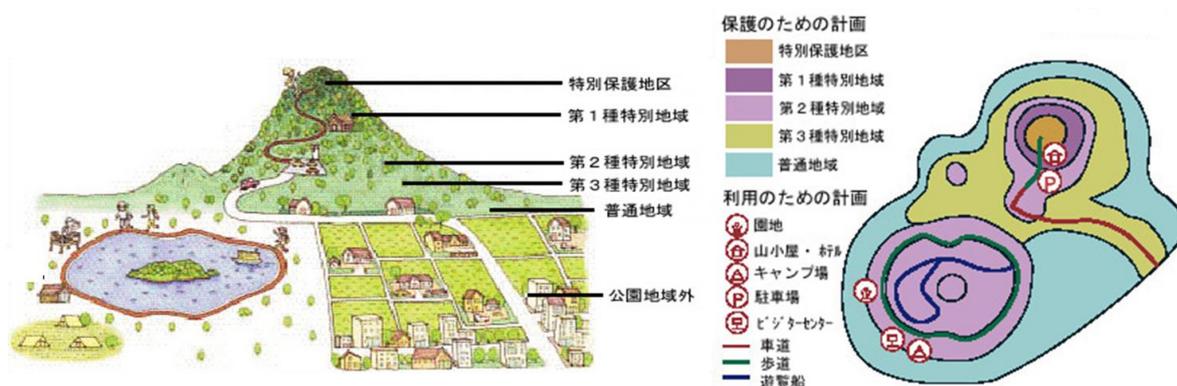
適正な「利用」を通じて国立公園の価値が理解・共有されることは、自然環境の保全意識の醸成や、地域社会による自然環境の維持・管理を支える基盤ともなります。このように、国立公園においては、「保護」と「利用」は相反するものではなく、相互に支え合い、好循環を生み出すことが目指されています。

国立公園の「保護」と「利用」を総合的かつ計画的に進めるため、各国立公園では「公園計画」を定めています。公園計画では、自然環境の状態や風景の特性に応じて、規制の強弱(地種区分)を定めるなどの保護に関する計画と、公園利用に必要な施設や取組を定める利用に関する計画の双方が位置付けられています。

利用に関する計画の中核となるのが「公園事業」です。公園事業とは、公園計画に基づき、国立公園の保護又は利用のために実施される施設整備等の事業を指します。道路、園地、歩道、野営場、休憩所、ビジターセンターなどに加え、宿泊機能を担うホテル・旅館等の「宿泊事業」は、重要な公園事業の一つとして位置付けられています。特に宿泊事業は、来訪者が国立公園の自然環境の中で滞在し、自然体験や地域の歴史・文化にじっくりと触れることを可能とする拠点であり、滞在型・高付加価値の利用を実現する上で重要な役割を果たしています。

公園事業は、国が実施するほか、自然公園法に基づき、環境大臣の認可等を受けることで、地方公共団体や民間事業者が国に代わって実施することが可能です。国立公園内の宿泊事業についても、こうした制度の下で多様な主体により運営されており、公園計画との整合や自然環境・風景への配慮を前提に、継続的かつ適正な事業運営が求められています。

図表 4 国立公園の保護・利用の計画のイメージ図



2. 国立公園の利用の取組

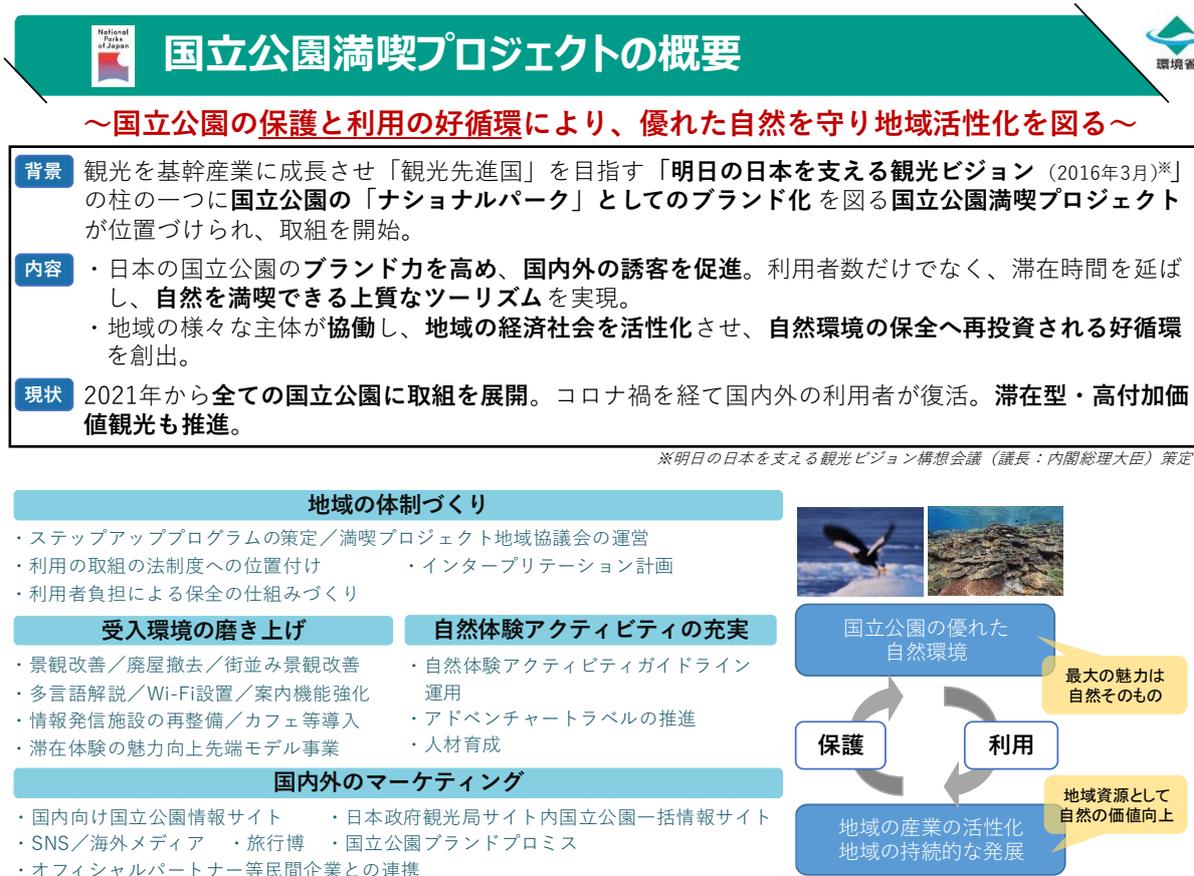
(1) 国立公園満喫プロジェクトと滞在体験の魅力向上

国立公園の優れた風景を未来に引き継いでいくため、平成28年から、その魅力やブランド力を更に高め、国内外の利用者が満喫できる環境を整えることで、地域経済を活性化させ、自然環境の保全に再投資される「保護と利用の好循環」の実現を目指し、「国立公園満喫プロジェクト」の取組を進めています。

満喫プロジェクトでは、国立公園ブランドプロミス(後述)の策定、国立公園内の廃屋撤去などによる街並み景観の改善、自然体験アクティビティの充実化、インタープリテーション計画の策定、各種プロモーションなどの取組を、国が主導しながら多様な主体と連携して進めてきました。

令和5年からは更なる展開として、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進しています。令和5年6月には「**宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針**」を取りまとめ、「**国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン**」も、この方針を踏まえた取組の一環として策定を行いました。

図表 5 国立公園満喫プロジェクトの概要



(2) 日本の国立公園のブランドプロミス

国立公園満喫プロジェクトの一環として、国立公園に関わる地域関係者の皆様と共通理解を持って取組を進めていくため、令和5年6月に「国立公園ブランドプロミス(国立公園が来訪者・地域に約束すること)」を定めました。

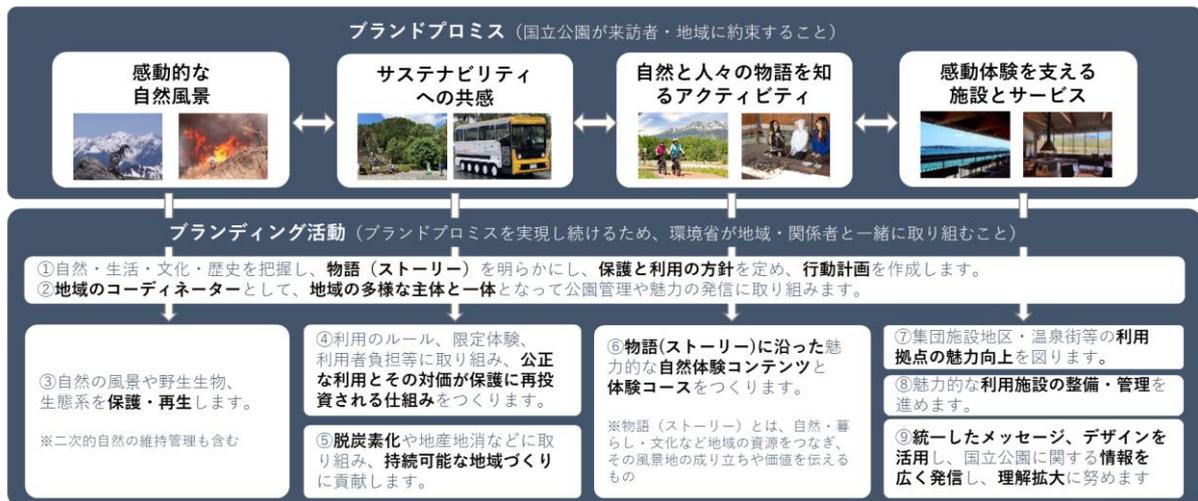
このブランドプロミスに基づき、官民協働による取組を進めることで、日本の国立公園が世界からの目的地(デスティネーション)となることを目指しています。

「国立公園ならではの宿泊施設」ガイドラインでは、宿泊施設の皆様に参考としていただけるよう、この「国立公園ブランドプロミス」を踏まえ、国立公園内の宿泊施設として備えることが期待される機能を整理しています。

図表 6 国立公園のブランドプロミスとブランディング活動

ブランドメッセージ **その自然には、物語がある。**

提供価値 多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ること、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。



3. 国立公園の宿泊施設に期待すること

(1) 「国立公園ならではの宿泊施設」として目指す姿

国立公園内の宿泊施設は、国立公園の美しい自然の中に立地しているという点で大きなポテンシャルを有しており、国立公園ならではの滞在体験を来訪者に提供する上で中核となります。その魅力を更に向上させていくためには、「国立公園ブランドプロミス」に基づき、環境保全、持続可能性、地域の生活・文化・歴史・コミュニティ等に配慮しつつ、その土地のストーリー¹を伝えるアクティビティを提供するなど、唯一無二の滞在体験を提供していくことが重要です。

また、昨今、脱炭素、循環型社会、自然共生などへの対応は喫緊の課題となっています。旅行者が自然環境や地域文化と深く関わり、自己変革や学びを得る旅に対する関心も高まっています。貴重な自然が保全され、引き継がれてきた国立公園においては、自然環境の保全や地域・環境の持続可能性に関するより高い意識が求められます。

さらに、利用者の意識が高まる中で、国立公園における自然体験アクティビティへの参加のみならず、利用者自身に自然環境保全の取組に参画できる機会を充実させていくことは、唯一無二の滞在体験につながります。こうしたニーズに対応していくことは、宿泊施設としての新しい魅力の創出にもつながると考えられます。

ガイドラインで示したチェック項目に沿って「国立公園ならではの宿泊施設」としての滞在体験を提供していくことで、国立公園の魅力を高めながら利用者を引き付け、満足度の向上や滞在日数の延伸につながると期待されます。さらに、宿泊施設単独の取組から地域が連携した取組へと波及することで、地域全体のブランディングの確立、地域雇用の促進、将来的な移住も見据えた地域のファンの確保など、地域経済の活性化にもつながることが期待されます。

(2) 特に認可を受けている国立公園の宿舎事業者に期待すること

Ⅱ. 1. (2)に記載したように、国立公園においては、各公園の公園計画に基づき、利用のために必要な施設として、宿舎、道路、園地、野営場、休憩所などの「公園事業」の配置が決められています。公園事業は、環境大臣から認可を受けることで、地方公共団体や民間事業者が国に代わって事業の実施者(公園事業者)となることが可能です。

国立公園ブランドプロモスの実現に向け、特に利用を牽引する公園事業者の活躍が重要であり、このため、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン」に基づく取組についても、まずは国立公園内で「宿舎事業」を実施する事業者(宿舎事業者)が先頭に立って取り組んでいくことが期待されます。

¹ ストーリー(物語)とは、自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの(国立公園のブランドプロミスとブランディング活動(2023年))

III. ガイドラインのチェック項目リストの想定する取組とチェックの考え方

1. 共通項目

1-1 行動計画の作成と取組の実効性の確保

ガイドラインに基づく取組を行うに当たっては、内容の理解、自己評価、自己評価に基づく取組の計画検討及びその推進というサイクルを継続的に回していくことが求められます。このサイクルを回すとともに、取組の実効性を確保するために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	1
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 本ガイドラインに基づく取組について、年間で取り組む内容とその目標を計画として定めている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● ガイドラインのチェック項目の内容が含まれるよう、その年に取り組む内容を決め、定量的な目標とともに計画を定めている● 定期的な事業計画等を策定しており、その中で本ガイドラインを踏まえた取組を、定量的な目標とともに位置付けている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 位置付ける全ての項目に対して定量的な目標がなくてもチェック可能

No.	2
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 本ガイドラインの内容及びNo. 1の計画について、社員・従業員に対する研修等の年に1回以上定期的な教育機会で説明している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 本ガイドラインの内容及び年間計画として定めたガイドラインに基づく取組について、社員研修や勉強会等を定期的実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	3
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● No. 1 の計画に基づく取組について、利用者に伝え協力を依頼している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● その年の計画に盛り込んだガイドラインに基づく取組等について、ホームページ、企業パンフレット、ロビーの掲示等で利用者に伝え、取組への協力を依頼している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	4
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● No. 1 の計画に盛り込んだ取組の成果を年に1回確認し、必要に応じて計画の見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 年に1回計画の成果を確認した上で、前年の成果を踏まえ、翌年の計画と目標を必要に応じて見直している <p>※成果の把握方法の例</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 計画に盛り込んだ目標について、定量的なデータを取得する➢ 計画に盛り込んだ内容について、社員・従業員に、満足度や課題を確認する(記名・無記名などの確認方法は事業者にて判断)➢ 計画に盛り込んだ内容について、利用者にアンケート調査等を実施し、満足度や指摘事項等を把握する
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	5
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> No. 1の計画そのものについて、外部へ公表している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> No. 1で定めた計画について、宿泊施設のホームページなどで公表し、外部から取組内容が分かるようにしている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	6
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> No. 1の計画の概要(公表に資する一部でも可)の成果を定量的なデータとともに外部へ公表している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> No. 1で定めた計画だけでなく、その取組成果についても定量的なデータとともに公表し、外部から取組と成果が分かるようにしている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	7
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> No. 3の利用者へ伝える取組内容について、多言語でも実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> その年の計画に盛り込んだガイドラインに基づく取組等について、ホームページ、企業パンフレット、ロビーの掲示等で英語やその他日本語以外の言語を用いて、インバウンドの利用者にも取組への協力を依頼している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

1-2 地域と一体となった取組の実施

国立公園に立地する宿泊施設には、国立公園の滞在体験の核となることが求められます。公園利用者と地域をつなぐハブとなるために必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	8
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化を理解し、尊重している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設の経営方針、ホームページ、パンフレット、施設内の掲示等で地域の自然・歴史・文化の理解・尊重がうたわれている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客の目に触れる形で示していなくても、宿泊施設の経営方針への位置付けや従業員教育等、地域の自然・歴史・文化の尊重が分かる取組を何らか実施していればチェック可能

No.	9
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係者と良好な関係を構築し、地域の取組に参画・協力している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域とコミュニケーションを図り、地域活動に参加するなど、関係構築につながる活動をしている ● 商工会、観光協会、町内会や自治会等の地域の団体に加盟し、地域と連携した取組を行っている ● ロビー、屋外広場、駐車場等をイベント会場や避難場所として提供している、地域内の共有エリアの清掃活動に参加している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	10
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化や、地域の活動等の地域情報の発信を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の自然・歴史・文化や、地域活動等の情報を宿泊施設のホームページ、パンフレット、施設内の掲示等で示している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	11
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園と地域におけるストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)の関連やその魅力について、情報発信をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園の魅力やビジョン、ブランドプロミスを地域におけるストーリーと絡め、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で発信している <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:地域と一体となったストーリーブックの作成と活用(45ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設において一部、1か所でも普及啓発を実施していればチェック可能

No.	12
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> 立地する国立公園ならではの自然の満喫方法等(アクティビティ含む)に関する情報を発信している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園ならではの自然の満喫方法を国立公園の魅力やストーリー等と関連させつつ、宿泊施設のホームページやパンフレット、施設内の掲示等で発信している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	13
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の保護又は利用に係る会議体等に参画している(加盟する団体としての加入も含む)
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の地域協議会に参加している ● 宿泊施設が立地する地域の自然保護や利活用に係る会議体(協議会や検討会等)に参画している <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:施設開業前の地域関係者との連携強化(46ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の名前が付いた協議会でなくとも、協議会の目的が国立公園の保護又は利用に資する場合はチェック可能

No.	14
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設従業員、ガイド、関連する事業者について、地域での育成や雇用創出、働き手の確保に努めている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域在住の住民を優先して雇用している ● 地域外の住民を雇用する場合は、移住支援の取組を併せて実施している ● 施設従業員がガイドを兼ねるなど施設の繁閑に左右されない採用で地域のガイド人材の雇用創出へ貢献している ● 地域のガイドに対する外部有識者研修等を主催し、ガイド人材の育成に寄与している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	15
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の商店(飲食店、お土産屋等)と連携・協力し、宿泊客などの利用者が地域の商店や飲食店を積極的に利用する仕組みを提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の飲食店マップの提供をしている(デジタル推奨) ● 地域通貨の案内と活用を促している ● 素泊まりオプションを提供している(泊食分離) ● 地産地消や郷土料理の学びにつながる内容を掲示している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	16
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の特産品、食文化等を、国立公園にまつわる背景・ストーリー、生産に関わる職人の状況等を含めて紹介し、提供・販売している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● お土産コーナーやホームページ等で、国立公園にまつわる背景や生産に関わる職人の状況を説明の上、地域の特産品等を販売している ● 地域の食材を使った伝統食等を解説と共に宿泊客に提供している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	17
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドラインチェック項目に関連する取組を進める際に、No. 9の地域内の取組以外に他地域とのネットワーク構築や連携を図り、その成果を地域に還元している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然体験活動に関する団体、自然に関する保全団体、サステナビリティに関する団体等と意見交換等を実施し、そこで得た知見等を地域へ還元している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 各団体の活動内容がガイドラインのチェック項目に関連していればチェック可能

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

2-1 国立公園の自然環境保全

国立公園の風景を未来に引き継ぐため、園内に立地する宿泊施設には、自然環境保全への配慮が求められます。こうした配慮は、宿泊客に国立公園ならではの自然体験を提供することにもつながります。自然環境の保全に向けて必要な取組について確認してください。

コア項目

No.	18
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種の生き物を飼育せず、地域に根ざした生き物を飼育する場合でも、動物福祉に反する行動を取らない <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとする 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p> <p>※なお、外来種の飼育について、それらが逃げ出さないような措置を講じた上で、生物多様性保全に関する啓発を目的とする場合は飼育可能とする</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性保全に関する啓発以外の目的で「生態系被害防止外来種リスト」に掲載された外来種の生物を飼育しない● 啓発を目的として飼育をする場合は、逃げ出さない措置を講じる● 地域に根ざした生き物であっても、飼育する場合は不適切な扱いをしない
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

コア項目

No.	19
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種等を植栽・栽培しない <p>※生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種とは、環境省の「生態系被害防止外来種リスト」に掲載されたものとする 参考:環境省 日本の外来種対策HP 生態系被害防止外来種リスト https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 植物の植栽や栽培を行う場合、周辺に拡散し、生態系等に被害を及ぼすおそれのある園芸品種、外来種等を植栽・栽培しない
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	20
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生生物への餌付けを実施せず、又、必要以上の夜間投光(施設街灯等の照明も含む)等、野生生物に悪影響を及ぼすような行動を取らない
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生生物への餌付けを行わない ● 夜間消灯など野生生物に対する光害対策を実施している ● 夜間の屋外での音楽の音量調整等、野生生物に配慮した騒音対策を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	21
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 登山道整備、外来種駆除、清掃活動等、国立公園の自然環境保全に資する活動に参加している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 登山道整備活動に参加している ● 外来種の駆除活動に参加している ● 園地や遊歩道、海岸での清掃等、国立公園の自然環境保全につながる清掃活動に参加している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自身で活動を行わなくとも、社員・従業員が地域の自然環境保全活動に参加していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	22
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自ら、若しくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けている、又は認定申請を検討している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自ら、若しくは地域と共同で自然共生サイトの認定を受けている、又は認定申請を検討している <p>※自然共生サイト： 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの（用語集に区域の具体例を記載） 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、（本来の目的に関わらず）生物多様性の保全が図られている区域」を指す</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

3. 持続可能な国立公園づくりへの参画

3-1 保護と利用の好循環の仕組み作り

国立公園に立地する宿泊施設として、国立公園の「保護と利用の好循環」の実現に関わることが求められます。地域や宿泊客と連携して、国立公園の保護と利用の好循環を実現するために必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	23
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加する機会を設けている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊客などの利用者が国立公園の自然環境保全に参加できるアクティビティやイベントを実施、案内している  <p>取組事例:「森コイン」のドネーションによる自然還元の取組(48ページ)を参考にしてください。</p>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 自社で実施していなくても宿泊客に対して地域関係者等が実施するアクティビティ・イベントの紹介をする等、自然環境保全に参加する機会創出を行っていればチェック可能

ステップアップ項目

No.	24
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 土産物や宿泊プラン、ガイドツアー等に自然環境保全に必要な費用を付加した商品を販売し、その売上の一部を立地する国立公園の自然環境保全の活動等に還元し、その情報を利用者にも提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● お土産等の売上宿泊料金の一部が、国立公園の自然環境保全を行う地域団体に寄付され、寄付金が国立公園の保全活動の資金に充当されている ● その上で、利用者にもその情報を提供している ● 連泊時、クリーニングやリネンサービスを実施しない場合のコストを換算して自然環境保全の活動等に還元している <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例：お土産の売上を自然環境保全に還元する取組 (49 ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において何らかの売上や寄付の一部が、国立公園の自然環境保全活動に還元されており、かつ利用者への情報提供が行われていればチェック可能

3-2 環境に配慮した施設運営と持続可能な地域づくり

国立公園に立地する宿泊施設として、環境負荷の少ない施設運営を行い、持続可能な地域づくりへ貢献することが求められます。地球環境への配慮と、持続可能な地域づくりのために必要な取組を確認してください。

コア項目

①地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	25
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する食材は宿泊施設が立地する地域でとれた食材を優先して使用している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の仕入れ先は地域の生産者を優先している ● 地域生産者から直接購入(卸や問屋などの中間業者を挟まず生産者から直接購入、若しくは仲介手数料が加算されていない直売所等で購入等)した農作物、肉、海産物、卵などを料理で使用・提供している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において地域[*]産の食材を優先する考え方があり、日常的に複数品目の地域食材を提供できていればチェック可能 <p>※「地域」の定義は、都道府県単位を基本とした上で、立地や交通網などを踏まえて各宿泊施設で決定する</p>

No.	26
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の製品・商品やサービス、地域事業者によるアクティビティを優先的に調達・活用している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイド、通訳、交通、土産物販売、清掃、造園、修理・整備等は地域事業者を優先して活用している ● 地域の事業者によるアクティビティを優先的に案内又は活用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において地域[*]の製品・商品やサービスを優先する考え方があり、日常的に複数種の製品・サービスを地域で調達していればチェック可能 <p>※「地域」の定義は、都道府県単位を基本とした上で、立地や交通網などを踏まえて各宿泊施設で決定する</p>

②エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、電力、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	27
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気、ガス、ガソリン、灯油などのエネルギー使用量を把握した上で、前年同期と比較し、見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 送迎車、UPS(無瞬断発電機)、発電機、芝刈機、灯油ストーブなどで使用する電気、ガス、ガソリン、灯油、重油などの消費量を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅に増加している場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていればチェック可能

No.	28
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに器具や機器(照明器具、冷暖房機器、厨房機器等)を購入・導入する際は、統一省エネラベルのeマークが緑色である(図参照)など、エネルギー効率の高いものを選択している <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1; padding-left: 10px;"> <p>多段階評価点 市場における製品の省エネ性能の高い順に5.0~1.0までの41段階で表示(多段階評価点)。☆(星マーク)は多段階評価点に応じて表示しています。</p> <p>省エネルギーラベル</p> <p>年間目安エネルギー料金 当該製品を1年間使用した場合の経済性を、年間目安エネルギー料金で表示。 ※年間目安エネルギー料金は、年間の目安電気料金、目安ガス料金又は目安灯油料金を指します。</p> </div> </div> <p>(資料)「小売事業者表示制度(統一省エネラベル等)とは」(資源エネルギー庁) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/</p> <p>※過去1年以内に器具や機器の導入を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>

<p>想定する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明器具、冷暖房機器、厨房機器などの導入の際に、統一省エネラベルのeマークが緑色の機器を導入している ● 電球等を更新する際にエコマーク商品を選択している
<p>チェックの考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年以内に購入した器具や機器についてエネルギー効率が高い器具や機器※になっていればチェック可能 <p>※「エネルギー効率が高い器具や機器」の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 照明器具、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、テレビ、電気温水器、ガス・石油温水機器・エアコンについては、統一省エネラベルのeマークが緑色のもの ② ①以外の器具や機器のうちグリーン購入法の特定調達品目一覧に記載がある商品は、エコマーク認定を取得しているなど、グリーン購入法に適合しているもの (エコマーク事務局 エコマーク商品検索 HP https://www.ecomark.jp/search/green_search.php) ③ ①、②以外の器具や機器については、環境ラベル等データベースに掲載されているマークが付与されているもの (環境ラベル等データベース HP https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/category/wrapping.html) <p>※グリーン購入法の特定調達品目一覧： グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれる品目 具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選択することで、特定品目の判断の基準に適合しているものを選択できる (一部例外あり)</p>

コア項目

No.	29
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 出勤時や移動時に、徒歩、自転車通勤、公共交通機関の利用、乗合バスの運行、エコカーの利用推奨など、温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している <p>※社員・従業員全員が社員寮などに住み込み、繁忙期や開業期間に泊まり込みである等、毎日の通勤時に温室効果ガスを排出しない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員の出勤時や地域内の移動時に地域バス、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカー等温室効果ガスの排出削減につながる移動手段を推奨している ● 社員用の乗合バスの運行を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

① 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	30
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の排出量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 分類別の廃棄物の排出量(重量又は袋数)を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅増加の場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

コア項目

No.	31
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみを分別している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみと再利用できる資源の分別式ごみ箱を設置している ● 施設全体で、自治体の定める方法に従い分別を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 客室ごとに分別していなくとも、施設から収集運搬事業者に渡る際に自治体の定める方法に従った分別がされていればチェック可能

No.	32
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル素材やリサイクルが可能な製品以外の使い捨てのアメニティー、使い捨て食器等の提供を減らす取組を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客に事前周知した上で、使い捨てのアメニティーや食器等を提供しないか、フロント等での必要な場合のみの提供としている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨てアメニティーや食器等について、宿泊客への提供を必要最低限とするような取組をしていればチェック可能 ● なお、提供する場合は、リサイクル素材やリサイクルが可能な製品を使うことが望ましい

No.	33
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で使用する紙の使用量を把握し、削減に向けて見直しを行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の使用量を把握した上で、削減に向けてペーパーレス化に取り組んでいる
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用量を把握し、削減に向けてペーパーレス化に取り組んでいれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

No.	34
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞在中に何度も使えるボトル等を用いた給水を推奨するなど、使い捨て容器での飲料水提供を削減する取組を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞在中に何度も使えるコップやボトルなどを使い、水道やウォーターサーバー等から給水することを促している ● サービス品として客室に飲料水等を設置している場合、ビンなどのリユース可能な容器を使用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーターサーバーではなく蛇口から出る水を飲料水として推奨している場合でもチェック可能

コア項目

No.	35
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● フードロス削減の方針があり、それに基づいて食事の提供方法の工夫等によりフードロスの削減に取り組んでいる
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 朝食・夕食付プランで事前に必要な食材の量を把握している ● 食事の終了時間を踏まえたビュッフェの提供方法の工夫などを実施している ● 一次加工済の食材(肉や野菜の皮むき、魚の下処理等を地域事業者に依頼したもの)を購入している ● 生ごみ処理機等の導入により、廃棄される生ごみの量を削減している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

② 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源の利用量の削減に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	36
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 水の使用量を把握した上で、前年同期と比較して見直しを行っている <p>※湧水を利用しており使用量の把握が難しい場合は、この項目は適用外(チェック不要)(なお、湧水であっても子メーターを設置して把握することが望ましい)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 水の使用量を月単位で確認・前年同期と比較し、大幅に増加している場合は原因究明と是正措置を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用量を把握し、前年同期と比較して見直しを行っていれば、必ずしも減少していなくてもチェック可能

コア項目

No.	37
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たにシャワーやトイレを導入する際は、節水型のものを選択している <p>※過去1年以内にシャワー・トイレ機器の設置を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 節水型のシャワー、トイレを導入している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年以内に購入したシャワー・トイレ機器について節水型※のものになっていればチェック可能(なお、過去1年以内の購入がなく節水型でない設備しかない場合でも、利用者への呼びかけにより節水に努めることが望ましい) <p>※節水型の考え方は以下の通り</p> <p>【シャワー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「エコまち法」に基づき規定された「低炭素建築物認定基準」の“節水に資する水栓”に該当する水栓で、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定した水栓、又は同等以上の節水性能を有する水栓が対象 ● 対象となる水栓がエコマーク認定製品であること、又はエコマーク品同等以上の節水性能の有無は、メーカーのカタログやホームページ等で確認可能 ● 節水型のシャワーヘッドを導入している(従前のシャワーヘッドに対する節水率が確認できる) <p>【トイレ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● JIS規格と日本レストルーム工業会による「節水型トイレ」の性能基準(洗浄水量が少ないもの)を満たした機器が対象 ● タンク式トイレ(大便器)では洗浄水量が6.5L以下、フラッシュバルブ式(タンクレス)トイレ(大便器)で洗浄水量が8.5L以下、これらと同等以上の性能・品質の機器が該当し、該当の有無はメーカーのカタログやホームページ等で確認可能

コア項目

No.	38
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 連泊時の清掃サービスの削減(タオル交換は実施するがシーツ交換は実施しない、室内清掃は3日に1回などの取組)、実施不要を選択肢として提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 連泊時の毎日の清掃を実施しないか、又は希望制としている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

① 地産地消・調達

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、地域や環境に配慮した食品や製品の調達に必要な取組を確認してください。

No.	39
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新改増築を行う場合は、地域の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用している <p>※過去1年以内に施設の新改増築を行っていない施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の木材を活用した建材を使用している ● 地域の伝統様式を踏まえた内装や家具の設置を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去1年以内に実施した施設の新改増築において、地域の木材・建材や伝統的な建築様式、伝統工芸品を使用していればチェック可能

No.	40
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する食材について、地域で生産・加工された食材であること、具体的な使用品目、生産者や生産背景などの魅力を宿泊客に伝えるようにレストラン入口の掲示やメニュー表等で示している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 提供する地域産の食材について、その魅力と産地情報をメニュー等に記載している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で扱う代表的な地域産の食材について、具体的な使用品目とその魅力を宿泊客に伝えるように示していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	41
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入法に基づく調達判断基準に適合するものや環境ラベルが付与された商品など、環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、それに基づいた調達を日常的に5品目以上で実施している <p>※グリーン購入法の特定調達品目一覧： グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれるもの 具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選ぶことで特定品目の判断基準に適合しているものを選択できる（一部例外あり）</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択する方針があり、かつ、以下のような取組を実施している ● 減農薬・低農薬、オーガニックの食材を使用した料理を提供している ● グリーン購入法に基づく商品、フェアトレード商品を購入している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した食材・製品の購入やサービスを選択*する方針があり、かつ、日常的に5品目以上で環境に配慮した購入やサービス選択を行っていればチェック可能 <p>※「環境に配慮した購入やサービス選択」の考え方は以下の通り</p> <ol style="list-style-type: none"> ① グリーン購入法の特定調達品目一覧に記載がある商品は、エコマーク認定を取得しているなど、グリーン購入法に適合しているもの (エコマーク事務局 エコマーク商品検索 HP https://www.ecomark.jp/search/green_search.php) ② ①以外の機器については、環境ラベル等データベースに掲載されているマークが付与されているもの (環境ラベル等データベース 環境ラベルの情報を見るHP) https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html)

② エネルギー・脱炭素

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料の使用量の削減に必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	42
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 自社の温室効果ガス排出量を把握するために、燃料の燃焼、送迎バスや社用車の利用、購入電力などについて、GHGプロトコルに基づき排出量算定(Scope1、Scope2)を実施している(Scope3までであるが本項目では対象外、詳細は用語集参照) <p>※GHGプロトコル： 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準 地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● GHGプロトコルに基づき排出量算定を実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● GHGプロトコルに基づいた排出量算定について、Scope1、Scope2を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	43
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● カーボン・クレジット(地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたもの)の購入により、カーボン・オフセットに取り組んでいる <p>※カーボン・クレジット: バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの</p> <p>※カーボン・オフセット: 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスについて排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたカーボン・クレジットを選択し、購入している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営においてカーボン・クレジットの購入を実施していればチェック可能 ● なお、購入するカーボン・クレジットは、地域と共生し、自然公園法等の関係法令を遵守したプロジェクトにより創出されたものである必要がある

ステップアップ項目

No.	44
チェック項目	<p>施設内で再生可能エネルギーによる発電を行っている、若しくは施設で使用する電力に再生可能エネルギーを使用しており、これらの使用割合を把握している</p> <p>※電力インフラが届いていない場所に位置する施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギー由来の電力を購入しており、施設内でその使用割合を把握している ● 施設で使用するエネルギーの一部に自家発電の太陽光エネルギーなどを使用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で使用する電力の一部でも再生可能エネルギー由来の電力(施設内で発電したのものも含む)を用いており、その使用割合を把握していればチェック可能

No.	45
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 温泉を利用している施設において、温泉熱の有効活用により、エネルギー消費量の削減に取り組んでいる <p>※温泉を利用していない施設については、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ヒートポンプ、熱交換器システムの導入など、温泉熱の有効活用を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能 ● なお、導入にあたっては「温泉熱有効活用に関するガイドライン【改訂版】」(環境省自然環境局 平成7年3月)の参照が望ましい。

ステップアップ項目

No.	46
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車が充電できる体制を整えている <p>※電力インフラが届いていない場所や、電気自動車での立ち入りが困難な場所に位置する施設は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車の充電スタンドを設けている ● 近隣の利用可能な充電スタンドを案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設において充電スタンドを設置している、又は近隣で宿泊客が利用可能な充電スタンドが案内できればチェック可能

No.	47
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全管理や施設管理上必要な箇所以外の外構や共用部、従業員スペースについて、人感センサーやタイマー等を活用し、エネルギー消費量の削減につながる電源管理をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 外構や共用部、従業員スペースにおいて、人感センサーやタイマーを用いた電源管理をしている ● 電源のつけっ放しがないかの見回り確認についてマニュアル化されており、決まった時刻等で恒常的に実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● センサーやタイマーの利用、定時での見回りなど、恒常的にエネルギー量の削減を行うことのできる取組を実施していればチェック可能(気付いた際の消灯のみなど、恒常的でないものは不可)

No.	48
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 客室において、カードキーや人感センサーを活用し、外出時等不要な際には電源が切れる電源管理をしている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 客室において、電力消費量の多い冷蔵庫やエアコンなどに対し、カードキーや人感センサーを活用した電源管理を行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	49
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の新増築を行う場合は、環境に配慮した施設設計としている <p>※既存施設の増築で対応が難しい場合は、この項目は適用外です(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築時、増築時に国が推奨する検討ステップを踏まえてZEB Ready以上の性能を有した施設となっている ● LEED認証の取得を進めている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に掲げる各種認証等を受けていればチェック可能 <p>※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①ZEB(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義 ➢ また、40%(建築物の種類によっては30%)以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している

③ 廃棄物

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、廃棄物の排出量の削減に必要な取組を確認してください。

ステップアップ項目

No.	50
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロ・ウェイストを目指す方針があり、それに基づいて廃棄物の削減やリサイクルの促進に取り組んでいる <p>※ゼロ・ウェイスト： 資源の浪費をなくし、焼却や埋立に至る廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方 リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそもの消費を減らす考え方も含まれる</p> <p> 取組事例：黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト(50ページ)を参考にしてください。</p> <p> 取組事例：ホテルの生ごみを堆肥として再資源化する「環パイン プロジェクト」(51ページ)を参考にしてください。</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロ・ウェイストを目指すためのルールや方針を設定した上で、以下のような取組を実施している <ul style="list-style-type: none"> ➢ 廃棄物を削減するため、調達量をできるだけ削減している ➢ 再資源化可能な製品の調達を優先している ➢ リサイクルできるもの(紙など)は専用のごみ箱や回収ボックスを設置して回収している ➢ 調理場や食事会場から出る厨芥(野菜くずや食べ残しなど)は水切りを徹底している ➢ コンポスト容器、堆肥(たいひ)化装置の導入、地域の関係者(事業者や農家等)と連携した食品残さのリサイクルに取り組んでいる
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

④ 水資源

環境負荷の低減と持続可能な地域づくりのため、水資源等への負荷を抑制する取組を確認してください。この取組は、汚水の浄化に使われるエネルギーの削減にもつながります。

No.	51
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 少なくとも共用部(キッチン等従業員用の箇所を含む)において、環境配慮型の洗剤やバス用品を使用している <p>※洗剤やバス用品の使用が一切ない場合は、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型の食器用洗剤を使っている ● 自社で洗濯を行う場合は、環境配慮型の洗濯洗剤を使っている ● 共用の浴場で使うシャンプーやボディークリーム等について、環境配慮型の商品を利用している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 共用部(キッチン等従業員用の共用部含む)において対策を行っていればチェック可能 <p>※「環境配慮型」とは、石油系海面活性剤、リン酸塩、合成香料・着色料、漂白剤、蛍光増白剤、防腐剤などを含んでいない製品 又は、無添加、植物由来の界面活性剤、石鹼成分であり、高い生物分解性を有した製品</p> <p>※なお、国際的なエコラベル等が付されている商品もあり、適宜選択することが望ましい</p>

ステップアップ項目

No.	52
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 温泉資源の持続的利用のため、施設で使用する温泉の状態を定期的に把握している <p>※温泉資源を利用していない施設については、この項目は適用外(チェック不要)</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設で使用する温泉の定期的なモニタリングを行っている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉を所有・利用する施設については、源泉の温度・湧出量・水位のうち、可能なもの一つ以上について定期的にモニタリングを実施していればチェック可能 ● 配湯事業者等から温泉の供給を受ける施設については、施設全体での使用量について定期的にモニタリングを実施している場合にチェック可能 ● なお、源泉のモニタリング方法については「温泉モニタリングマニュアル」(環境省自然環境局 平成27年3月)の参照が望ましい

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

4-1 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

国立公園に立地する宿泊施設には、利用者に国立公園ならではの体験を提供する役割が求められます。宿泊客がこうした体験につながるアクティビティへ円滑に参加できるよう、施設独自、又は地域と連携した取組を確認してください。

コア項目

No.	53
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊客に自然体験アクティビティを紹介する際は、環境省の「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」の基礎的項目(フェーズ1)の項目を9割以上満たしたアクティビティを優先している <p>※国立公園における自然体験アクティビティガイドライン: 手引き62ページ参照</p>
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 施設で取り扱うアクティビティについて「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たしているアクティビティを優先的に案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」を9割以上満たすアクティビティが一部でもあり、そのアクティビティを優先的に案内していればチェック可能● なお、取り扱うアクティビティは全てアクティビティガイドラインを満たしていることが望ましい

No.	54
チェック項目	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊客に自然体験以外のアクティビティを紹介する際は、地域の資源を適正に利用するガイドツアーや、伝統文化・食に関する体験を優先している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none">● 地域の資源を適正に利用するガイドツアー、伝統文化・食に関する体験等を案内している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none">● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	55
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域若しくは宿泊施設自身において、国立公園の要素を含む地域のストーリー(自然・暮らし・文化など地域の資源をつなぎ、その風景地の成り立ちや価値を伝えるもの)や望まれる体験等を整理したもの(インタープリテーション計画等)が作成されており、紹介するアクティビティ(コア項目を満たすもの)と、地域のストーリーや望まれる体験が連動している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で作成されているインタープリテーション計画に沿ったアクティビティを案内している ● 宿泊施設自身でストーリーや望まれる体験等を整理し、その内容に沿ったアクティビティを案内している <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:地域のストーリー整理によるツール開発と利用、アクティビティの発信(52ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	56
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設自ら又は地域の事業者、観光協会等の団体と連携してコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の事業者、観光協会等の団体による、コア項目を満たすアクティビティの開発・提供に参加している ● 宿泊施設が主体となってコア項目を満たすアクティビティを開発し、提供している <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:既存のアクティビティの磨き上げと自然還元の取組(53ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	57
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の従業員が、国立公園の要素を含む簡易的なガイドを実施できるような取組を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 社員研修等の一環として、ガイド事業者等による研修や、資料を用いての勉強会を実施している ● 地域のガイド認証制度に参画している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	58
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設内で、従業員等による国立公園の要素を含むガイダンスを毎日、又は希望者の希望に応じてその都度実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設内で、従業員等による国立公園に関するガイダンスを毎日、又は宿泊客の希望に応じて実施している ● 宿泊施設内で、国立公園の要素を含む紹介動画を恒常的に放映している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 別途のガイダンス時間を設けていなくとも、チェックイン時に詳細なガイダンスを行う、紹介動画の案内・放映を行う等の取組を実施していればチェック可能

No.	59
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティの参加申込を受け付けている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ付きの宿泊プランを用意している ● 予約時や宿泊施設のフロント等でアクティビティ予約を受け付けている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	60
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティを紹介する場合において、安全上の留意点や、事前準備等の周知を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ申込み受付時に安全上の留意点・事前準備の案内を行っている ● アクティビティの留意点について、共用部の動画放映などで幅広く周知している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● アクティビティ事業者からだけでなく、宿泊施設での申込み受付時に留意事項や事前準備の伝達ができていればチェック可能

No.	61
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常立ち入れない場所や時間のガイドツアーなど、高付加価値化されたアクティビティ(コア項目を満たすもの)を取り扱っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別な場所へのガイドツアー、通常行われていない早朝・深夜等の限定的な時間帯のツアーを実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

5-1 魅力的な利用施設の整備・管理、利用拠点の魅力向上への貢献

宿泊施設を始めとする国立公園内事業者の皆様には、国立公園利用者にとって魅力的な施設であること、自身が位置する利用拠点の魅力向上に共に取り組むことが求められます。国立公園ならではの魅力的な施設造りや、利用拠点の魅力向上に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	62
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド旅行者向けに多言語で施設概要や国立公園概要、アクティビティ概要等の情報提供を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● アメニティーへの配慮について、多言語での発信を行っている ● アクティビティの案内について、多言語で実施している ● No. 66に示す国立公園に関する普及啓発について、多言語で実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	63
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域統一のルールや、自社で策定したルールに則って外観の修景や整理を行うなど、国立公園内の景観を向上させる取組を自然公園法の規制に上乘せして実施している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然公園法の遵守に追加して、地域で策定された景観ガイドラインや計画に則って景観改善を図っている ● 自然公園法の遵守に追加して、自社でルール(屋外設備の目隠しや、屋外への物の残置を避けるなど)を策定し、景観を向上させる取組を実施している <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:「妙高戸隠連山国立公園 良好な景観づくりの手引き」の作成(47ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	64
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・東屋(あずまや)・トイレ・登山道や遊歩道・園地等)を整備している、又は整備に関わっている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設(ベンチ・東屋(あずまや)・トイレ・登山道や遊歩道・園地等)を整備している、又はその整備に関わっている
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の敷地内における整備であっても、国立公園利用者が広く利用する施設であればチェック可能

No.	65
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、又は維持管理に関わっている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊利用者を含む利用者を対象とした国立公園内の利用施設の維持管理(工作物の修繕、登山道・遊歩道の草刈りや修繕、国立公園としての特徴的な眺望確保のための伐採等)をしている、又は維持管理に関わっている <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>取組事例:尾瀬ファンのボランティアと連携した登山道保全の取組(54ページ)を参考にしてください。</p> </div> </div>
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の敷地内における維持管理であっても、国立公園利用者が広く利用する施設であればチェック可能

5-2 利用者への普及啓発

国立公園内に位置する宿泊施設には、宿泊客を始めとする国立公園利用者に対し、国立公園に関する普及啓発の役割を担うことが期待されます。利用者への普及啓発に必要な取組を確認してください。

コア項目

No.	66
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園名や特徴等の基礎的な情報や、国立公園のルール・マナーに関する情報を普及啓発している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地する国立公園の名称・区域・特徴等の基本的な情報を宿泊施設のロビーやホームページ、パンフレット等で案内している ● 国立公園のルールやマナーに関する情報を宿泊施設のロビーやホームページ、パンフレット等で案内している ● 携帯トイレの販売等、利用者の国立公園マナー遵守につながる取組を宿泊施設で実施している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

ステップアップ項目

No.	67
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園マーク・統一フォント等の活用や、屋外の共用スペース・標識等で国立公園名の表示を行っている
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園マーク・統一フォント等を活用している ● 屋外の共用スペース・標識で国立公園名を表示している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

No.	68
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊客以外にも国立公園に関する情報展示(写真・パネル、デジタルサイネージ、映像放映等、学習スペース)を開放している
想定する取組	<ul style="list-style-type: none"> ● ロビーの一部(書棚等含む)を国立公園の紹介コーナーとして開放している
チェックの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「想定する取組」に記載のあるような取組を実施していればチェック可能

IV. ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集

ガイドラインのチェックリスト項目の取組事例集を整理しました。これらの取組は、地域の自然や営み、歴史や文化などを背景に各施設が取り組んでいるものです。施設だけの取組のほか、地域と一体となった取組も紹介しています。

国立公園内の宿泊施設や地域の先進的な取組として、参考にしてください。

1. 共通項目

- (1) 地域と一体となったストーリーブックの作成と活用
(ホテルジャパン志賀／上信越高原国立公園)
- (2) 施設開業前の地域関係者との連携強化
(らうす餐荘²／知床国立公園)

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

- (1) 「妙高戸隠連山国立公園 良好な景観づくりの手引き」の作成(妙高戸隠連山国立公園)

3. 持続可能な国立公園づくりへの参画

- (1) 「森コイン」のドネーションによる自然還元の取組
(水際のロッジ・Camp-Us／足摺宇和海国立公園)
- (2) お土産の売上を自然環境保全に還元する取組
(五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘／上信越高原国立公園)
- (3) 黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト
(黒川温泉観光旅館協同組合／阿蘇くじゅう国立公園)
- (4) ホテルの生ごみを堆肥として再資源化する「環パイン プロジェクト」
(星野リゾート西表島ホテル／西表石垣国立公園)

4. 国立公園ならではの自然体験アクティビティの提供

- (1) 地域のストーリーの整理によるツール開発と利用、アクティビティの発信
(水際のロッジ・Camp-Us／足摺宇和海国立公園)
- (2) 既存のアクティビティの磨き上げと自然還元の取組
(第一滝本館／支笏洞爺国立公園)

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

- (1) 尾瀬ファンのボランティアと連携した登山道保全の取組
(尾瀬小屋／尾瀬国立公園)

² 令和8年夏季開業予定

1. 共通項目

(1) 地域と一体となったストーリーブックの作成と活用

宿泊施設 ホテルジャパン志賀(上信越高原国立公園)

■高い環境意識の下で地域活動が行われているリゾート地

志賀高原の中央エリアに位置する一の瀬地区は、上信越高原国立公園及び志賀高原ユネスコパークの緩衝地域内に位置し、標高1,500m以上の空間にホテルが集積するという、ほかにない特色を有するリゾート地です。

一の瀬地区では、スキー場開発のために麓住民が入植して以降、代々地域住民がホテル経営と生活を両立させてきました。地域の共同作業である「おてんま」の中で、水源管理、道路や河川の掃除、共同林の草刈りや間伐作業等に取り組んでおり、地域での取組は一体となって議論して決める風潮が出来上がっています。環境意識も高く、法令・規則の基準よりも厳しい排水基準の設定や、自主的な登山道の整備なども「普通のこと」として行われていますが、経営層や地域住民(ホテル従業員含む)において、一の瀬地区の特色・魅力が明確に整理されておらず、次世代へ十分に伝承されていない状況です。

地域の特色・魅力をホテル従業員等の関係者が理解し、次世代に伝え、外部に発信していけるよう、地域資源にまつわる情報を分かりやすく取りまとめることを目指しました。

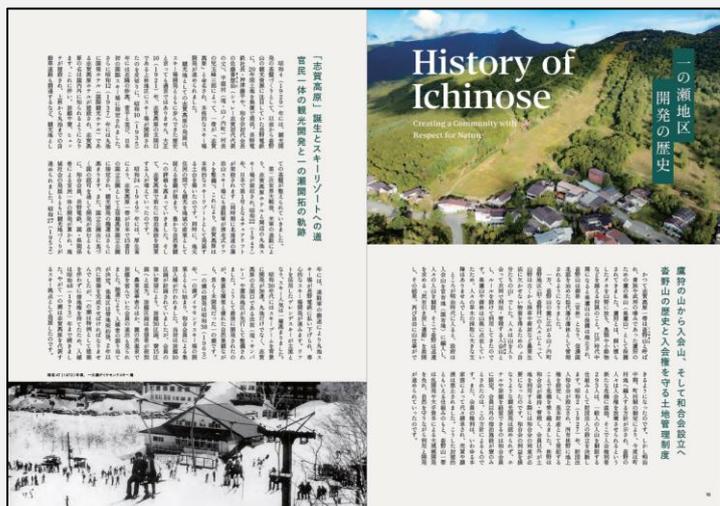
■地域の全宿泊事業者による座談会形式での認識共有

地域活動である「おてんま」に併せて、一の瀬地区全21軒の宿泊事業者を対象に、「一の瀬地区ならではの歴史や地域資源、大切にしたい取組」をテーマに座談会を開催し、「地区内で大切にしていくこと」、「地区外(お客様)に発信していくこと」を共有しました。

暗黙知となっていた事柄について、過去の経緯や先代が掲げていた理念なども確認しながら、十分な時間を取って座談会を実施したことで、多くの関係者間で理解が曖昧になっていた取組の背景などの認識共有が進みました。

■地域内外へ特色や魅力を伝えていくためのストーリーブックの作成

座談会で整理した内容に加え、地域で保管されている資料の収集、インタビューの実施などを踏まえて、地元のライターやカメラマン等の協力によりストーリーブックを作成しました。ストーリーブックは英語概要版も作成し、地域のアクティビティ事業者にも共有するなど、宿泊事業者のみならず、地域が大切にしていることを利用者にも情報発信する体制を構築しました。



掲載 URL <https://www.ichinose.gr.jp/article/feature/2026031901/>

(2) 施設開業前の地域関係者との連携強化

宿泊施設 らうす餐荘(知床国立公園) ※令和8年開業予定

■国立公園内における新規宿泊施設の開業に向けた準備

知床国立公園は国内最東北端に位置する知床半島中央部から知床岬までの周辺海域を含み、原始的な自然や多様な生態系などを背景に「世界自然遺産」に登録されています。また、自然と共生したアイヌ文化を背景とした地域です。

令和8年夏季開業予定の「らうす餐荘」(羅臼町湯ノ沢地区、国立公園内第2種特別地域)では、開業・施設運営を契機として、国立公園や世界遺産の自然・文化との共生や地域経済の好循環への貢献を目指しており、環境省や羅臼町のほか、食産業・観光産業等の地域の関係事業者と一体となった基盤作りが求められています。そのため、施設建設段階から地域と情報共有を図り、地域の理解を得ながら事業を推進してきました。

■国立公園ならではのアクティビティの検討

地域関係者との情報共有の強化を図るために、らうす餐荘が主体となり、羅臼町に体制を相談しながら、漁協、観光事業者、ビジターセンター、羅臼町、環境省等が参加する会議体を設置し、国立公園や地域の文化を踏まえた施設運営の方針について意見交換を実施しました。

意見交換会では、地域で整理されているストーリー、人気の高いアクティビティなどの情報を確認・共有しました。その上で、宿泊利用者に提供するアクティビティについて、知床国立公園の特徴や地域の産業・文化を踏まえたものとするための議論をしました。検討したアクティビティ(ビジターセンターと連携したクマに関するレクチャー、漁協と連携した競り(セリ)ツアーの実施)は、有識者や地域関係者が実際に体験し、開業時に提供できるよう意見交換を行い、今後の具体化に向けた方針を確認しました。開業後、運営を軌道に乗せながら、当地域ならではのアクティビティの具体化や提供が期待されます。

開業する施設のイメージ



アクティビティの磨き上げのために実施したモニターツアーの様子



実際の競り(セリ)



競り(セリ)をする施設見学



クマレクチャー

2. 国立公園ならではの自然風景の保全

(1)「妙高戸隠連山国立公園 良好な景観づくりの手引き」の作成

国立公園 妙高戸隠連山国立公園

■妙高戸隠連山国立公園のルールと景観づくりに向けた手引きの作成

妙高戸隠連山国立公園は、平成27年に上信越高原国立公園から分離独立して誕生した国立公園です。すばらしい山岳景観や希少な動植物が生息・生育しており、登山やスキー、温泉、キャンプ等様々な楽しみができる観光地も多くあります。

このような妙高戸隠連山国立公園の自然環境の保全と利用を適切に進めるため、環境省と関係する地域が参加する「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」を設立して一緒に国立公園のルール作りを進め、景観づくりについても取り組んでいます。

国立公園で守るべきルールは、全国共通のルール(「審査基準」、自然公園法施行規則)と地域の実情に即したルール(管理運営計画書の「許認可等取扱方針」)の二つから構成されています。



■妙高戸隠連山国立公園の景観づくりで大切にしたいことの整理

手引きでは、景観づくりの必要性を示すとともに、景観づくりで大切にしたい3点を整理しています。国立公園の役割は、自然を保全するとともに、すばらしい自然景観を感じ、理解してもらうために、適正な利用を推進することにあります。こうした役割を踏まえ、利用者に大切な自然を実感し、満足感を得てもらうための取組です。

1. 景観の保全	2. 自然と触れ合う場づくり	3. 生物多様性の保全
自然が際立つよう、人がつくるものは極力目立たせないようにしましょう。	自然と触れ合う場は、自然がより自然らしく感じられ、快適に安心して楽しめる場になるようにしましょう。	生物多様性は自然の根幹です。様々な生き物とそれらの生き物が生活する環境を守りましょう。

■国立公園の関係者別の実践方法の整理

我が国の地域制の国立公園では、国立公園の関係者も様々です。手引きでは、関係者が取り組むためのポイントをそれぞれ整理しています。具体的には、「住まい」(地域住民)、「お店や宿」、「駐車場・野営場・スキー場」、「共通」、「公共機関」で整理し、実践方法のポイントを示しながら、各主体における取組を促しています。



出典:妙高戸隠連山国立公園 良好な景観づくりの手引き

3. 国立公園の持続可能性への貢献

(2) 「森コイン」のドネーションによる自然還元の取組

宿泊施設 水際のロッジ・Camp-Us(足摺宇和海国立公園)

■「自然環境や地域への寄付の気持ちを表す「森コイン」

宿泊施設の理念として自然との共生をうたい、施設が立地している愛媛県松野町の目黒集落や滑床溪谷をフィールドとしたガイドツアーなどのアクティビティを提供しています。宿泊者と自然や地域との接点を増やし、保全と持続可能な利活用に関する意識を高める手段として、自然環境保全費用を付加した商品・サービスの販売や、地域活動等に直接還元できるサービスの提供を目指しています。その方法として、宿泊客等から寄付をいただき、そのお返しとして集落内で活用できる「森コイン」(ギフトコインのようなもの)を提供するスキームを整理しました。

「森コイン」は、宿泊客が地域と交流する中で感じたお礼の気持ちの印として手渡すことを推奨しており、宿泊客と地域の交流を促すもの、若しくは宿泊施設内で地域の特産品と交換することで地域経済へ貢献するものとして運用されています。

その仕組みを再整理し、集落の住民と共にコンテンツ(地域の農産物、水産物、人々との交流)を提供できるようにし、宿泊客の来訪が集落の地域づくりに寄与する取組を目指しています。



森コイン

■「森コイン」のスキームや宿泊客とのコミュニケーション方法等の検討

寄付の目的に関する周知方法・内容や「森コイン」活用のスキーム(交換できるもの等)、寄付の還元先とその効果の確認方法などを検討しました。又、初めて当地を来訪した方にも「森コイン」の取組を理解してもらい、地域での活用を促進するために解説書を作成しました。解説書には、「森コイン」の説明と共に、寄付としての活用先を明記しました。令和7年度で寄付を受けた「森コイン」については、令和8年度に国立公園の自然環境保全に活用するとともに、地域活動にも活用していきます。

宿泊者のみならず「森コイン」の取組を支える地域関係者との連携を深めながら、自然環境保全を始めとした持続可能な地域経済の構築に寄与していきます。

「森コイン」の解説書(一部抜粋)

使い方 ① モノと交換して地域経済に参加しよう

森コインは、地域へのドネーションとして活用されます



余ったコインは...

持ち帰る

旅の思い出として持ち帰るのもOK。
家族や友人に話さずきっかりにしてみてください。
キーホルダーとしても使えます。

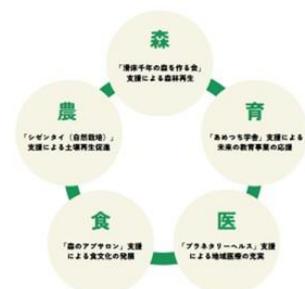
寄付する

森コインを寄付すると、地域の森林・教育・医療・食・農の取り組みに活用されます。
寄付BOX設置場所：水際のロッジ・森とパン

次に来たときに使う

森コインは、判別不可になるまで使用可能です。
森の園に戻ってくるきっかけにいただければ幸いです。

寄付の活用先



(3) お土産の売上を自然環境保全に還元する取組

宿泊施設 五千尺ホテル上高地・上高地ホテル白樺荘(上信越高原国立公園)

■宿泊施設による自然保護・維持管理につながる商品の開発

中部山岳国立公園内の上高地に位置する宿泊施設である五千尺ホテル上高地と上高地ホテル白樺荘では、収益の一部を登山道の整備や環境保全に取り組む団体に寄付する上高地の土産品として「稜線バタークッキー」を企画・開発し、2022年8月から販売を開始しています。

■商品開発に至った経緯

上高地の登山道整備については、行政の対応が追い付かない部分がある中で、その一翼を担っていた山小屋がコロナ禍による登山客減少で苦勞している背景があり、利用客から保全活動に関する財源確保の協力を得る仕組みとして、上高地でしか買えない商品の開発に至りました。このように地域課題が先にあり、それを解決する手段として企画が行われています。

■寄付の仕組みや取組のポイント

「稜線バタークッキー」は、クッキー1枚当たりの寄付額を10円として、国立公園内の環境整備といった明確な用途に利用する2団体(北アルプス登山道等維持連絡協議会、自然公園財団上高地支部)への寄付が行われており、2022年度は200万円程度、2023年度は400万円程度、2024年度は440万円程度の寄付が実現しています。このようなクッキー1枚当たりの寄付額や寄付先、地域全体における販売数・金額については宿泊施設のSNS等で公表しており、このように会計情報をオープンにすることで、地域や顧客による好意的な受け止めにつながっています。

日本アルプス上高地寄付金型商品

本商品は日本アルプス上高地寄付商品です。
 2022年8月～2023年7月までの期間に販売させていただきます。
 10円/枚の寄付額を100%の割合で、自然公園財団上高地支部・北アルプス登山道等維持連絡協議会に寄付させていただきます。

2023年は
403,554枚販売
4,035,540円
寄付させて頂きました!
ありがとうございます!

日本アルプス上高地
稜線バタークッキー

近代登山黎明期、登山家が行動食として持ち歩いてきたとされる舶来品のビスケットをイメージし、現代風にアレンジしました。
 当時はハイカラであった登山とビスケット。
 時が流れても変わらない上高地の魅力とともに味わっていただければ幸いです。

3個入 300円 12個入 1,000円 24個入 2,000円

出典:五千尺ホテル上高地HP

(4) 黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト

宿泊施設 黒川温泉観光旅館協同組合(阿蘇くじゅう国立公園)

■黒川温泉全体で取組む「2030年ビジョン」

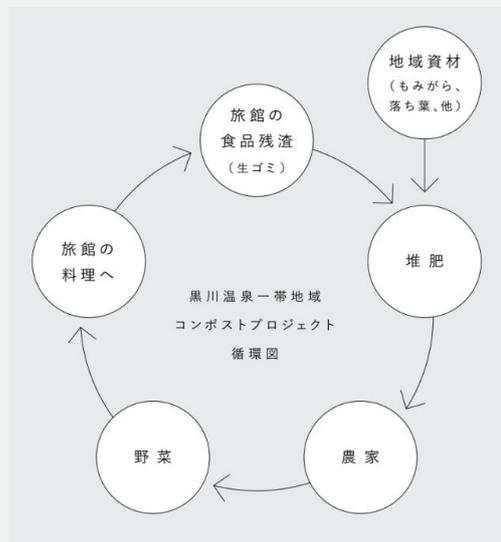
黒川温泉は、「黒川温泉一旅館」という地域理念を掲げており、一つ一つの旅館が“離れ部屋”、旅館をつなぐ小道は“渡り廊下”、自然の景観は“宿の庭”と、温泉街全体が一つの大きな旅館のように自然に溶け込んでいます。旅館は個々で競いながら質を高める一方で、手を取り知恵を出し合い温泉地全体の繁栄を志しています。同組合には、旅館が30軒あり、阿蘇くじゅう国立公園内の宿泊施設も数軒含まれています。

同組合では、里山の風土”人と自然の共生”を基に旅館が持つ日本文化に根ざした時間と空間で世界中の人々をもてなし、阿蘇くじゅうの豊かな地域資源を活用、循環させることで、環境、経済、人々の幸福につながるサステナブルな温泉地を目指して「2030年ビジョン」を策定し、「黒川温泉一帯地域コンポストプロジェクト」などの実証実験を進めています。

■黒川温泉一帯地域コンポスト(堆肥)プロジェクトの概要

黒川温泉では、2020～2022年にかけて、旅館から出る食品残さ(生ごみ)を活用して完熟堆肥を作り、その堆肥で育てた野菜を旅館で提供する一連の地域資源循環の実証実験を実施しています。

堆肥の作成時に必要な床材(生ごみを腐らせずに、減量・減容するための副資材)は、農家や建設会社、物産館から入手したり、温泉街の落ち葉など地域資材から収集したりしています。2020年は4か月間で約2,000Lの堆肥を作りました。堆肥で栽培された野菜は旅館への提供に加え、クラフトトマトジュースとして商品化され、完売しました。



■今後の展望

現在は、組合として実証実験した成果を元に、各旅館でのサステナブルな取組や自治体と連携した資源循環の活動への展開を目指しています。旅館組合の利益追及だけではなく、「食」や「サステナブル」を動機とする旅館宿泊者を増やすことで地域全体の利益を高め、黒川温泉の取組から南小国町全体の取組まで循環の輪を広げることを目指しています。



出典:黒川温泉HP

(5) ホテルの生ごみを堆肥として再資源化する『環パイン プロジェクト』

宿泊施設 星野リゾート西表島ホテル(西表石垣国立公園)

■勝手にSDGs(星野リゾートの地域貢献や環境配慮の取組)

星野リゾートでは、創業当時から木製水車による水力発電の導入、隣接する国有林を活用したエコツーリズムの推進など、代々「環境との共生」に取り組んできました。その後、経済価値と社会価値を両立するCSV経営(共通価値を創造する経営)の下、SDGsをその促進のフレームワークとして捉え、環境経営の推進やフードロスの削減、伝統文化・伝統工芸の継承に向けた取組など、各施設が実施するユニークな取組を「勝手SDGs」として実施しています。

同社の西表島ホテルは、島の自然環境を保護し、持続可能な観光の仕組みを作るため、日本初の「エコツーリズムリゾート」を目指しています。ペットボトル販売廃止や1WAYプラスチックフリー、イリオモテヤマネコのロードキル防止活動など地域の環境に配慮しながら、世界遺産に選ばれた島の魅力と価値を感じるネイチャーツアーを1年を通して提案しています。

本コラムでは、「勝手にSDGs」の取組の一つである「環パイン プロジェクト」を紹介します。

■「環パイン プロジェクト」の概要

西表島でのピーチパイン生産活動では、肥料の価格高騰が課題となっており、パイン農家によって、島内で排出された生ごみを堆肥として活用する循環型農業の取組が行われていました。西表島ホテルでもこのパイン農家の取組と協働し、2024年からは「環パイン プロジェクト」を開始しています。同プロジェクトでは、ホテル敷地内に堆肥舎を設け、ホテルのレストランで出た生ごみをホテル敷地内で堆肥にしており、出来上がった堆肥は2024年冬から島内のパイン農家へ配布予定です。また、その堆肥を使って栽培されたピーチパインを、毎年パイン農家と協働してホテルで開催している「春のピーチパイン祭り」で宿泊者に振る舞うことを目標としています。このイベントでは、西表島の特産品であるピーチパインを実際に味わい、おいしさの秘密を島のパイン農家から直接学ぶことができます。島内の持続可能な循環型農業に貢献し、さらに観光資源としてのピーチパインの価値向上を目指しています。



出典:星野リゾートHP

4. 国立公園ならではの体験ができるアクティビティの提供

No. 55

(1) 地域のストーリー整理によるツール開発と利用、アクティビティの発信

宿泊施設 水際のロッジ・Camp—Us(足摺宇和海国立公園)

■地域の資源やストーリーを体系的に整理し、伝えるためのツール作成の必要性

施設が立地する松野町は「森の国」とうたわれており、さらに立地する滑床溪谷の目黒川は四万十川の源流の一つであることから、足摺宇和海国立公園において森川海のつながりを感じられる場所となっています。宿舎スタッフがツアー等でこれらの魅力を宿泊客に伝えるに当たって、これまでは各スタッフが地域住民等から学んだことを個別にまとめた資料を使用してきました。そのような背景から、森川海のつながりに着目した地域のストーリーを整理し、さらに宿泊施設で提供するアクティビティの中で宿泊客に伝えていくためのツールを作成することが必要でした。

■地域のストーリーを伝える「メッセージカード」と「解説書」の作成

文献調査、地域の歴史をよく知る方や伝統文化に関わる方等への聞き取り調査をするとともに、専門家ツアーやモニターツアーを実施し、36の地域資源やストーリーを整理しました。整理した地域資源やストーリーは、自然や地理、文化を見る際の切り口として位置付け、「メッセージカード」を作成しました。また、「メッセージカード」に記載された国立公園内の地域資源やストーリーを整理した「解説書」を作成しました。これまでは社内のガイドの暗黙知となっていた内容をメッセージカードや解説書にして見える化することで、施設スタッフから顧客に伝えるメッセージの統一や人材育成にもつながることが期待できます。これらのツールを活用し、言葉だけでは伝わり切らなかった地域の魅力を発信していきます。

メッセージカードと解説書



(2) 既存のアクティビティの磨き上げと自然還元の取組

宿泊施設 第一滝本館(支笏洞爺国立公園)【令和7年度試行的取組】

■温泉+αのコンテンツの整備・発信の必要性

登別エリアの類いまれな源泉を生かした温泉は、旅行者の認知度や満足度が高いものの、トレッキングやウインタースポーツなどのアクティビティの認知度は低い状況にあります。また、国立公園に立地しているものの、国立公園のストーリーや資源を理解し、これを生かした国立公園ならではのアクティビティの造成と周知には至っていないのが現状です。

そこで、温泉+αでアクティビティを楽しむことができる環境づくりを行い、温泉地としての魅力を向上させることで、長期滞在も含めた多様な滞在を楽しめる観光地を目指します。

■既存ツアーの国立公園ならではのツアーへの磨き上げ

国立公園ならではのアクティビティ造成のため、人気の高い二つの冬季ツアーを対象に磨き上げを実施しました。具体的には、ガイド説明の中でこれまで以上に国立公園の魅力が伝わるよう、既存の案内内容を文字化した情報を基にしながら、現地保護官等と連携し、案内内容をブラッシュアップしました。

そのツアー内容を基に地域関係者等を対象としたモニターツアーを実施し、国立公園の魅力が伝わったかどうかや、更なる改善点等を確認しました。また、ツアーの周知を強化し、旅前からの情報提供の充実化を行いました。

磨き上げの対象としたツアー



大湯沼の特別展望ツアー



オロフレ峠へのスノーシューと樹氷ツアー

■ツアーを通じた自然環境保全の仕組みの構築

国立公園ならではのアクティビティとして、磨き上げの対象としたツアーの代金の一部を協力金として受け取り、自然環境保全へ還元していく仕組みの構築に向け、寄附候補先の整理等、関係者の状況確認を行いました。仕組み構築に当たっては、地域の既存組織である登別アドベンチャー協会と連携し、同協会を通じて自然環境保全へ寄与していくことを想定しています。協力金金額の検討に当たっては、外国人旅行者も含めたツアー参加者に協力金支払意思額等を確認するアンケートを実施し、結果も参考にしました。

今後は、地域の還元先や対象とするツアーの拡大、周知強化により、安定的に自然環境保全のサイクルが回ることが期待されます。

5. 国立公園ならではの体験を支える施設とサービスの提供

No. 65

(1) 尾瀬ファンのボランティアと連携した登山道保全の取組

宿泊施設 尾瀬小屋(尾瀬国立公園)

■持続可能な木道・登山道の整備に向けた新たな挑戦

尾瀬の湿原や林内の登山道には、主に植生を保護する目的で木道が整備されており、その総延長は約65kmになります。木道は、登山やハイキングで尾瀬を訪れる人々はもちろん、山小屋のオーナーやスタッフ、食料や燃料などの物資を山小屋まで運ぶ歩荷など、尾瀬で働く人々にとっても、生活や仕事を支える重要なインフラです。

木道の寿命は一般に7~10年ほどで、傷んだ木道は設置・管理者が修繕や更新を行っていますが、限られた予算の中で整備を進めていることから、近年の物価高騰の影響もあり、修繕・更新のペースが追い付いていないのが現状です。そこで、利用者と協働した持続可能な施設管理の在り方の確立を目指し、尾瀬小屋が主体となって、木道の修繕作業を参加・体験型のアクティビティとする企画を考案・実施しました。

■ボランティアと関係者の協働による

栈木打ちの実施

尾瀬小屋のSNSや歩荷のYouTubeなどで参加者を募集し、集まった尾瀬のファン(ボランティア)と山小屋スタッフ、山岳ガイド、歩荷、環境省現地保護官事務所など、総勢42名が参加しました。約1.8kmの区間にわたって木道の修繕作業(滑り止めの栈木打ち)を実施し、初めて修繕作業を行う参加者には山小屋スタッフや尾瀬ガイドなどの経験者が指導するなど、安全な作業環境の構築にも留意しました。

栈木打ち作業の様子



栈木打ち作業後の木道の比較



実施前(2025年8月15日撮影)

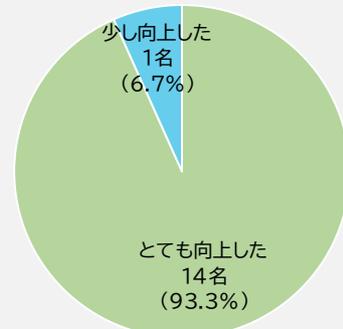
実施後(2025年8月25日撮影)

■イベントの持続化に向けた工夫

尾瀬小屋では、日頃からSNSを活用して尾瀬の日常や風景を継続的に発信しており、尾瀬に興味・関心の高いファン層を獲得しています。今回のイベントでも、尾瀬ファンを始め、環境保全や尾瀬への貢献に興味・関心が高い層への周知や働きかけを行いました。

また、登山道の管理者(本事例は環境省直轄)、現地保護官事務所や自治体と事前に作業内容を調整することで、効率的な準備や運営が実現できました。加えて、山小屋スタッフ、歩荷、山岳ガイドなど、生活や仕事の中で木道を利用する多様な主体と連携することで、イベント後に実施した参加者アンケート結果では、木道の維持管理への関心度の向上が確認されました。

木道の維持管理への関心度の変化



V. 用語集

用語	解説
アドベンチャートラベル	<ul style="list-style-type: none"> 「自然との触れ合い」、「文化交流」、「身体的活動(フィジカルなアクティビティ)」の三つの要素を中心に据えた旅行形態。 単なるレジャーや観光にとどまらず、旅行者が自然環境や地域文化と深く関わり、自己変革や学びを得ることが目的。
ネイチャーポジティブ	<ul style="list-style-type: none"> 日本語訳で「自然再興」。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。これまでの自然環境保全だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのが趣旨。 国内では、令和5年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、令和12年(2030年)までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられている。具体的には、陸域、海域それぞれの30%を健全な生態系として保全する(30by30)目標が掲げられている。
高付加価値化	<ul style="list-style-type: none"> 単に富裕層を対象に高額で豪華な宿泊施設やサービスを提供するのではなく、以下の①及び②を付加価値として高めること。 自然体験アクティビティの高付加価値化に当たっては、コンテンツ造成、安全対策・危機管理、環境への貢献・持続可能性の三つの観点から高付加価値化を目指すことが重要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①国立公園だからこそ守られてきた貴重な自然環境を基盤として、その土地の生活・文化・歴史を踏まえた国立公園ならではの本物の価値に基づく(魅力的な)感動や学びの体験を提供することで、利用者に自己の内面の変化(トランスフォーメーション)を起こすことを目指す。</p> <p>②サステナビリティ及びレスポンシビリティの観点で、保護と利用の好循環の実現を目指す。</p> </div>

用語	解説
自然共生サイト	<ul style="list-style-type: none"> 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定したもの。 生物多様性の保全が図られている区域とは、「生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、(本来の目的に関わらず)生物多様性の保全が図られている区域」を指す(具体例は以下の通り)。 <div data-bbox="587 562 1390 936" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原 等</p> </div>
グリーン購入法の特定調達品目一覧	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の基本方針に基づいて決められた品目で、国等による一定の調達があり、かつ、国等が調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込まれるもの。具体的な製品についてはエコマーク認定を取得している製品を選ぶことで特定品目の判断基準に適合しているものを選択できる(一部例外あり)。
環境ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスがどのように環境負荷低減につながるかを教えてくれるマークや目印のこと。
GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量を算定・報告する際の国際的な規準。地球温暖化対策のために企業が温室効果ガスの排出量を算定・報告するようになり、実態を反映した信頼性のある情報のための規準として作成された。

用語	解説
カーボン・クレジット	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるように認証したもの。
カーボン・オフセット	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるといった考え方。
ゼロ・ウェイスト	<ul style="list-style-type: none"> 資源の浪費をなくし、焼却や埋立に至る廃棄物を限りなくゼロに近づけることを目指す考え方。リサイクルだけではなく、必要のないものを購入しないことなど、そもそもの消費を減らす考え方も含まれる。
FSC認証	<ul style="list-style-type: none"> Forest Stewardship Councilの略。環境、社会、経済に配慮し、適切に管理された森林から生産された林産物や、リスクの低い林産物を使用した製品を消費者に見える形で届ける仕組み。
ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)	<ul style="list-style-type: none"> 50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①ZEB(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義している。 また、40%(建築物の種類によっては30%)以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。
LEED	<ul style="list-style-type: none"> Leadership in Energy and Environmental Designの頭文字。環境配慮された優れた建築物を造るため先導的な取組を評価するグリーンビルディングの国際的な認証プログラム(環境性能評価認証システム)。
インタープリテーション計画	<ul style="list-style-type: none"> 「その場所らしさ、ならではの価値」の探求を基礎とした、「来訪者の体験」の提案と「ストーリー」の共有を軸とする、その地域(又は施設)と来訪者との間のコミュニケーションの在り方を誰にでも分かりやすく可視化したもの。

用語	解説
国立公園統一マーク	<ul style="list-style-type: none"> • 環境省が作成した国立公園の統一マーク。「国立公園満喫プロジェクト」の一環として、日本の国立公園の価値や魅力を地域の人々を含む関係者と改めて見直し、国内外に向けて「訪れる価値のある魅力的な場所」としてブランディングしていくことを目的に平成29年に作成された。 • なお、使用する場合は国立公園統一マーク使用規定(以下URL)を確認すること。 https://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/pdf/mark_agreement.pdf <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>National Parks of Japan</p> </div>

VI. 参考資料

1. 宿泊施設における国際認証及びOTAの取組

ここでは、このガイドラインのチェック項目のうち、環境保護、文化継承、地域社会への配慮、持続可能な運営など、ESG(環境・社会・ガバナンス)やSDGs(持続可能な開発目標)に関する取組に関連して参考となる、宿泊施設の国際的な認証制度の例を紹介します。

(1) 認証制度を管理する機関

① GSTC(Global Sustainable Tourism Council)

- 持続可能な観光(サステナブル・ツーリズム)のための国際的な基準を策定・管理している国際非営利団体

○GSTCのHP

<https://www.gstc.org/>



② TSCA(Tourism Sustainability Certifications Alliance)

- 観光産業における持続可能な運営を評価し、国際的な基準に適合した企業や観光地に与えられる認証制度を運用している認証機関の組合

○TSCAのHP

<https://tourismsustainability.org/>



○OTSCAのHP

<https://tourismsustainability.org/>

(2) 都市型の宿泊施設を始め全ての宿泊施設を対象とした認証制度

① Green Key

- デンマークの環境教育財団(FEE)が運営する、宿泊施設などの持続可能な環境運営を評価し認証する国際的なエコラベル

○Green KeyのHP

<https://www.greenkey.global/>



○日本における認証団体のHP(一般社団法人JARTA)

<https://jarta.org/greenkey/>



② Sakura Quality An ESG Practice(サクラクオリティグリーン)

- 米国GSTC(The Global Sustainable Tourism Council、持続可能な国際基準を策定・管理している団体)にその基準が承認された、宿泊施設向け日本発のESG認証

○Sakura Quality An ESG Practice
(サクラクオリティグリーン)のHP

<https://www.sakurastay.com/>



(3) 自然保全に特化した宿泊施設を対象とした認証制度

① ASEAN Ecotourism Standard for Activities, Facilities, Services

- 持続可能性の実現に取り組む観光企業のためのトレーニング、マネジメント、認証制度を提供する機関

○ASEAN Ecotourism Standard for Activities,
es,

Facilities, ServicesのHP

<https://asean.org/book/asean-ecotourism-standard-for-activities-facilities-services/>



② Asian Ecotourism Network

- エコを実践し、運用改善をしている観光地、宿、交通機関、ツアーオペレーターを認知し、訪日観光客にも情報提供を行う団体

○Asian Ecotourism NetworkのHP

<https://www.asianecotourism.org/>



(4) 日本の宿泊施設の取組(OTAによるサステナブル認定)

① Google

- 「エコ認定ホテル」の登録

○ホテルのサステナビリティに関する説明

<https://support.google.com/travel/answer/10976106?hl=ja>



○エコ認定に関する基準と問合せ窓口

<https://travalyst.org/>



② Booking.com

■ 「サステナブル・トラベル」プログラムへの登録

○Booking.com HP(サステナブルに関する取組)

https://sustainability.booking.com/?label=ja-jp-booking-desktop-S5uwdnH3pZRuPZ5jPI9OTAS655523704762%3Apl%3Ata%3Ap1%3Ap2%3Aac%3Aap%3Aneg%3Afi%3Atikwd-15562606471%3Alp9197720%3Ali%3Adec%3Adm&gclid=EAIaIQobChMIzIjs0YutkgMVTtdMAh0a3gwWEAAYASAAEgK1lPD_BwE&aid=2311236



③ 楽天トラベル

■ 「サステナブルトラベルバッジ」の表示

○サステナブルトラベルバッジの説明

<https://travel.rakuten.co.jp/special/sustainability/hotels/>



(5) 宿泊施設だけでなく企業の環境配慮に関する認証制度

① B Corp

■ 米国の非営利団体B Labが運営する社会や環境への配慮に関する厳格な基準を満たした企業に与えられる国際的な認証制度

○非営利団体B LabのHP

<https://www.bcorporation.net/en-us/>



2. 宿泊施設のアクセシビリティやインクルージョンに関する取組

(1) 観光施設における心のバリアフリー認定制度

■認定制度の概要

全国で500以上の施設・店舗が登録している。バリアフリー対応や情報発信に積極的な観光施設が対象となり、認定を受けた施設には観光庁の認定マークが交付され、高齢者や障害者が安全で快適に旅行できる環境づくりが促進される。認定マークは認定の日から起算して5年間利用できる。

■認定基準

- ①施設のバリアフリー性能を保管するための措置を三つ以上行っている。
(例:筆談対応・浴室用の取り外し可能な手すり・視覚障がい者に対する「クロックポジション」を用いた配膳など)
- ②バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上実施している。
- ③自社のウェブサイト以外のウェブサイトで、バリアフリーの情報発信を積極的に発信している。

出典:観光庁観光施設における心のバリアフリー認定制度

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kokoroNo._barrier-free/index.html?utm_source=copilot.com

3. 国立公園の宿泊事業に関する取組

(1) 国立公園ならではの自然体験アクティビティガイドラインVer. 4

■ガイドラインの概要

環境省では全国の国立公園で提供される様々なアクティビティについて、アクティビティを提供する事業者自らが「アクティビティ造成」、「安全対策・危機管理」、「環境への貢献・持続可能性」の三つの観点から、その質を確認することができるガイドラインを作成しました。

自然資源を活用した付加価値の高いアクティビティ作りは、旅行者の満足度を高め、リピーターの増加やアクティビティ単価の向上に寄与します。また、多くの地域プレーヤーの方々と交流することで、地域の自然環境や地域の人々にもメリットをもたらし、旅行者に長く選ばれ続ける地域づくりにもつながります。より質の高い国立公園ならではのアクティビティの提供が進むように作成したガイドラインです。詳細は以下のURLよりご確認ください。

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/nxc-guidelines/>

■ガイドラインの構成

個別事業者の取組が中心となる基本的項目(フェーズ1)と、地域に貢献する取組や地域関係者との連携を意識した発展的項目(フェーズ2)の2段階で構成されています。

基本的項目 フェーズ1

個別事業者の取組により、アクティビティの質の確保につながる項目

フェーズ1は、国立公園のアクティビティとして望まれる基本的項目を、以下の観点より整理しています。

- **アクティビティ開発**：①コンセプト、②マーケティング、③プログラム、④ガイド人材、⑤外国人対応
- **安全対策・危機管理**：①感染症対策、②事故・災害等緊急時への備え・対応、③危機管理計画・地域内連携
- **環境への貢献・持続可能性**：①環境保護・保全の取組、②地域との関わり、③国際認証・多様性



発展的項目 フェーズ2

個々の事業者による地域に貢献する取組や、事業者が主体となり地域関係者と一緒を取組むことにより、さらなる質の向上を目指す項目

フェーズ2は、基本的項目(フェーズ1)を満たした上で、地域ぐるみで国立公園におけるアクティビティのさらなる質の向上を目指すために、進めていくべき取組を整理しています。

- **ストーリー性・専門的なガイドング等、付加価値づけに向けた要素やインバウンド誘客を視野に入れた取組**
- **主体的な安全対策・危機管理等への取組**
(危機管理計画の作成・地域内における催行判断基準の主体的な設定等)
- **地域住民・地域関係者との連携、地域社会・経済への貢献**
- **持続可能性があり、自然環境の保護・保全に貢献する取組**

■ガイドラインの活用について

国立公園において、自然体験アクティビティを提供している事業者の皆様に向け、国立公園が訪問目的となるアクティビティ作りやアクティビティの高付加価値化のために重要と思われるポイントを、セルフチェックできるように整理したものです。

- ①ガイドラインの各項目についてセルフチェックし、足りていないと思われる点を把握し、改善を図ることで、アクティビティの質の向上につながります。
- ②旅行者に選ばれる観光地域づくりに向け、行政や地域の観光推進組織や環境省地方環境事務所など地域関係者とのコミュニケーションツールとして活用していただけます。地域や事業の特性に応じて、追加が必要な項目などは適宜追加してご活用ください。

【電子版のご案内】

ガイドライン及び手引きの電子版(PPDF)は、以下の環境省ホームページに掲載しています。
紙媒体をご覧の方は、下記QRから電子版をご参照ください。

https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html



【発行日】令和8年3月

【発注者】環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)
